

平成 24 年9月5日

【照会先】

労働基準局安全衛生部計画課

課長 高崎 真一

課長補佐 佐藤 俊

(代表電話) 03(5253)1111 (内線 5471、5131)

(直通電話) 03(3502)6753

報道関係者 各位

印刷業に対する有機溶剤中毒予防規則等 に関する通信調査の結果(速報)等について

厚生労働省では、印刷業に対する労働衛生対策の一環として、通信調査を実施したが、8月末までの状況は以下のとおりである。

今後は、有機溶剤中毒予防規則(以下「有機則」という。)等の対象物質を使用していると回答した事業場と通信調査に未回答の事業場に対し、集団説明会を開催すること等により、今後有機則等の遵守徹底を図っていくことにしている。

1 通信調査の結果(速報)

(1)8 月末での回答状況等

調査数	有機則等対象	有機則等対象なし	未回答
18, 131	7, 009 (39%)	7, 258 (40%)	3, 864 (21%)

(未回答については、調査票の回答がなく、代表者や担当者と連絡がつかない等の事業場であり、今後、確認を進め回答が得られれば、集団指導等の対象外になる場合もある。)

(2) 有機溶剤等の管理状況

有機則等の対象物質を使用していると回答した事業場の回答票を、先行して集計している19局(2,628事業)の状況は次のとおり。

有機溶剤等の管理状況

	事項	してい る	してい ない	対象 外	不明
1	局所排気装置又はプッシュプル型換気装置の設置	40.4%	38.4%	20.9%	0.4%
2	全体換気装置を設置	64.5%	23.9%	11.0%	0.6%
3	特殊健康診断の6カ月以内ごとの実施	20.6%	77.5%	0.0%	1.9%
4	有機溶剤作業主任者の選任	35.4%	63.2%	0.0%	1.4%
5	有機溶剤等について、作業環境測定	14.7%	60.1%	21.5%	3.7%
6	衛生委員会の設置	12.0%	4.8%	64.9%	18.4%
7	産業医の選任	12.4%	3.9%	64.7%	19.0%
8	衛生管理者の選任	12.5%	4.2%	64.3%	19.0%
9	保護手袋の使用	80.6%	5.9%	8.3%	5.1%

注 原則として、第1種、第2種有機溶剤については1, 3, 4, 5が、第3種有機溶剤には2, 4が必要
6, 7, 8については、労働者数50人以上の事業場について必要
9については、業務により必要

(3) 上記5で、作業環境測定を実施していると回答した事業場の直近の管理区分(387事業場分)

第1管理区分のみ	第2管理区分がある	第3管理区分がある	不明
57.9%	26.6%	14.2%	1.3%

2 通信調査の際に把握された、胆管がん関係の情報について

事業場から、胆管がん等の情報があつたもの(既に、労災請求されている事案は除く)は、22事業場で22人であつた。

なお、この中には、労働者でない経営者4人が含まれている。

情報のあつた状況は、下表のとおり。

年代	30代	40代	50代	60代	70代	計
人数	1(1)	1(1)	8(6)	8(3)	4(1)	22(12)

()は、死亡者で内数

連絡のあった事業者に対しては、発症者または遺族の労災保険の請求等に係る労働基準監督署への相談勧奨等について説明している。

3 胆管がんに関する相談窓口の状況

厚生労働省及び産業保健推進センターの相談窓口に寄せられた胆管がんに関する各種相談の状況は次のとおり。

胆管がんに関する相談窓口の状況

期間	合計	東日本	西日本	産業保健推進 センター
7月12日～18日	301	84	162	55
7月19日～25日	132	48	69	15
7月26日～8月1日	105	39	49	17
8月2日～8日	47	17	22	8
8月9日～15日	23	8	12	3
8月16日～22日	24	9	11	4
8月23日～31日	20	8	9	3
合計	652	213	334	105

4 今後の対応

9月以降、各労働局において、有機則等の遵守についての集団説明会を開催するとともに、同説明会に出席しない等の事業場に対し個別指導等を実施していくことにしている。